令和2年度第1回茨城県内3機関公共工事入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和2年11月25日(水) 筑波大学本部アネックス棟1階会議室1.2.3			
委員	委員富田剛	(つくば中央法律事務所) (つくば市建設部次長) (松前江里子公認会計士事務所)		
審議対象期間	令和元年4月1日~令和2年3月31日			
抽出案件(合計)	4 件	備考) 「建設工事及び設計・コンサル		
工 事 (小計)	3件	ティング業務における抽出案		
一般競争入札(政府調達に関する協定対象工事)	O 件	件」の審議について、各発注機 関の課長から説明を行い、質問 等への回答を行った。 審議対象期間においては、再苦		
一般競争入札 (上記工事を除く)	2件			
工事希望型競争入札	O 件	情の申立て及び同審議依頼はな し。		
通常指名競争入札	O件	講評後に、輪番により来年度の 審議案件の抽出を松前委員に依		
随意契約	1 件	頼した。 松前委員から承諾を得た。		
設計・コンサルティング業務(小計)	1件			
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1件			
一般競争入札	O件			
随意契約	0件			
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答		
	別紙のとおり	別紙のとおり		
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし			

別紙

列	T		
質問		回	答
(事務局)	(委員)		
議事に先立ち、出席者の紹介、委員長の決			
定			
・堀越委員を委員長に決定	 承諾します。		
 1. 令和元年度第 1 回茨城県内 4 機関公共			
工事入札監視委員会議事概要について			
(事務局より説明)			
・特になし			
1र्गाट के छ			
2. 平成30年4月~平成31年3月に発			
注した建設工事及び設計・コンサルテ			
ィング業務について			
(1)茨城県内3機関において発注した建			
設工事について			
(事務局より説明)			
・特になし			
(2)茨城県内3機関において発注した設			
計・コンサルティング業務について			
(事務局より説明)			
・特になし			
3.審議対象建設工事等に関する点検事項			
このいて について			
(事務局より説明)			
・特になし			
1910-60			
4. 令和 2 年度度第 1 回茨城県内 3 機関公			
共工事入札監視委員会審議案件につい			
て て			
(事務局より抽出経緯説明)			
・特になし			
141 = 0.0			

5. 建設工事及び設計・コンサルティング 業務における抽出案件の審議

(1) 随意契約

【筑波大学: 筑波大学3 D棟他エレベー ター設備改修工事】

- ・工事したのが、(株)日立ビルシステム で、不可分であるため、他の業者に頼むと 責任の所在が不明確になるとのことだ が、元は(株)日立ビルシステムに頼んだ のか。
- 日立に頼んでいたというのはいつ頃か らか。

- ・できた当初から日立に頼んでいたの か。
- 学は規模が大きいので、これからも沢山 あると思うが、改修施設というのは結構 まだまだあるのか。

今回改修に至った経緯というのは、年間 で別途保守点検業務というのを結んでいしれ替える場合の2通りがある。 るのか。その中でそこに不具合が出たた | 資料 8-1、6 ページに【3D 棟】、【生物・

|該当のエレベーターが日立製で、同種の メーカーで改修しないとメンテナンスの 関係で問題があることから、(株)日立ビ ルシステムに依頼した。

大規模改修等でエレベーターを入れ替え る場合、他のメーカーでも良いが、競争入 札に付すと、どのメーカーが参加するか は不明である。

今回のように、制御系などの一部改修の 場合は、既存エレベーターと同一メーカ 一でなければ、事故等が生じた場合、保証 等で責任が不明となるため問題となる。 既存のエレベーターを工事する場合は、 同一メーカーにお願いするのが通例であ る。

そういうわけではない。

色々なメーカーが入っており、今回の建 物は日立製であった。

・施設のメンテナンスという面で、筑波大 │ エレベーターは沢山あるため、順次改修 していかなければならない。

> また、法律が変わり、耐震、制御系を改修 することがあり、必要に応じて改修する 場合と、大規模改修でエレベーターを入

め、今回の工事に至ったということか。

農林学系E棟】それぞれの基本仕様等を 記載しているが、身障者対応するため、身 障者対応のスイッチや手すり等を設け た。

・この日立製のエレベーターについては、 (株)日立ビルシステム1社のみが対応し ているのか。

日立の中でもメンテナンスできる会社自 体ここ1社だけなのか。

- ・同様な改修工事、安全第一だと思うが、 他の棟でも障害者用の機能を追加すると か、順次やられていくのか。
- ・この見積価格が、同じ日立でなくても機 能として同じ改修工事をやる場合はどう か。

所は沢山あるが、離れた営業所に見積を 依頼すると、営業所の管轄から見積を取 るように言われ提出してもらえないのが 現実である。

全く同じ工事というわけではないが、改 修の場合に他のメーカーで工事する場合 もある。

国土交诵省に過去の事例で公共工事のエ レベーターの改修履歴をまとめたデータ ベースがある。

平成 21 年度から令和元年度まで約 10 万 件のデータがあり、それと比較して金額 に大きな差がないことを確認している。 また、他の改修工事との比較も行い、妥当 であるかを確認している。

(2)一般競争入札

【茨城大学:(文京2)基幹・環境整備(安 全対策)工事】

- ・低入ということで落札率が低いが、ネッ トの価格が安かったということか。
- ・低入調査になった場合、前払金を当初よ 取っていない。 りも少なくすることがあるが、そのよう な対応は取っているか。

主にポールとネットの価格が安かったの と、経費も差があった。

資材と経費に乖離があったということ | 資材は、2割くらい。 だが、それぞれどのくらい乖離があった か。

経費は7割くらい業者の方が安かった。

・経費の内容は主に何になるのか。

現場管理費、一般管理費が多く占めてい る。

・管理費というと人件費みたいなものか。

管理費は、光熱水費、管理等に必要な人件 費等である。

経験があるので、経費を効率的に安くで きるということか。

業者によると、豊富な知識により効率化 できるということである。

・予定価格で、資材の単価設定等の見直し を検討したいとのことだったが、経費は 国土交通省の算定の基準が決まっている ので、見直すといってもどのようなとこ ろを見直しされるのか。

経費については、見直すのはなかなか難 しいところがある。

直接工事費を、より実務価格に近づける ことなどを考えている。

・信用取引によって資材価格をそこまで │業者はそのように言っている。 値引きできるようなものなのか。

(3)一般競争入札

【筑波技術大学:筑波技術大学春日地区 東西医学統合医療センター東棟空調設備 等改修工事】

・比較的新しい大学で、今、随時空調の改 │この建物では、修理を行っていたが、建物 修工事を行っているとのことだが、これ が最初ではないということか。

として全面的に入れ替えるという方針は 今回が初めてであった。

この建物以外で、同じような工事はい今 | それ以外でもやっている。 までしていないのか。

校舎棟の一部とか、行っている。

この規模というのは学校が始まって初ししばらくは大きい工事は、なかったので、 めてか。また、今年は空調で大きい工事は「久しぶりの大きい工事であった。今年は3 2件か。

・業者の名前はどこかに記載されているか。

・ここに何かお願いしたことは今まであ るか。

どちらに本店がある業者か。

・資料 8-3、14 ページの総合評価落札方式における加算点の評価結果表で、配置予定技術者の能力の工事成績10点配点のところ0点となっているが、これは過去の工事を見て評価をしているのか。

・現場代理人の経験ありという、3点の評価がついている。これとはまた別なのか。

・その人と違う人が来たと、そういうことか。

・日本ファシリオ(株)を選ぶ際に、評価をするときは、人が違うことというのはセットではないのか。

その人がやるからその会社を選ぶの と、その会社に能力があるから選ぶとは、 また違うかと思うが、これは両方の視点 から評価をしているのか。

元々1社しか入札の参加が無かった経 緯は、技術的に、病院であるため患者さん への配慮が必要等で、難しい対応となる ので、入札参加される業者が少なかった 件で、トイレ改修 2 件、空調 1 件である。 日本ファシリオ(株)という業者で、資料 8-3、8 ページの競争参加資格確認結果調 書に記載されている。

平成27年に新営工事で天久保地区に総合研究棟を建設した際に空調の新営の工事でこの業者が入った。

茨城県土浦市に支社があり、対応の窓口 になっている。

現場代理人の方の経験がなかったので加 点なしという判断である。

会社の実績としての点数と技術者の実績の点数は異なる。

別である。

こちらは会社としての実績を点数として 見たものである。

人が違っていたので、加点なしということである。

工事は人が行うので個人の能力の評価が やはり大きいと思うが、たまたま文教施 設の工事の経験がなかったので点数とし て評価されなかった。

他の民間の物件の工事経験があることは 見えたので、そういうところから判断し て会社として間違いないだろうというこ とで可とした。

という理解だが、工事をする者の技術力 を高く評価する必要があると思うが、そ れが 0 というのはどう評価すればよいの か疑問である。

・工事に民間等の研究施設があればいい のか。

能力を評価して入札で選んでいるとい うところだったので、そういう視点から 質問した。

・参加要件で、施工範囲が 1,400 ㎡以上 というのは基本的な条件か。

それは品質を重視したためか。

・仮に、50%にした場合はもっと手を挙げし る業者がいたかもしれないということ か。

今後も同様の工事の発注予定はあるか。

・今回の業者は施工的には満足いくもの だったか。

・今後発注する場合も、参加要件について は、延べ床面積の50%ではなく70%を基本|機械の管工事でも、空調の工事と給排水 にするか。

工事の内容としては基本的には同じであ る。

それが民間の事例か公共工事かというと ころの話になるかと思う。

標準的なところは、延べ床の50%だが、今 回は 70%にした。延べ床面積が 2,000 ㎡く らいだったので、その 7 割ということで 条件を設定した。

そうである。

そうである。

今年の事例で上げると、トイレの改修工 事では競争参加の申請業者が少なかった ため、建物を経験したことがあればよい ということにして、面積を問わないとい うことも考えた。

参加する業者はしやすくなると思う。

空調については順次行う予定である。

一番初めに、目に障害がある学生がいる こと、試験、患者さんなどの条件を伝え、 土日作業をメインに工程を組むことで、 かなり協力していただいた。

工事の工種ごとに考える。

のトイレの工事だと参加業者の反応が異

なるため、その辺りは工種ごとに見極め ていきたい。

今は50%、70%ということに加え、先ほ どご意見のあったように、病院、要するに 公共的なものに限定している。今年は10 月頃に工事の発注が重なった関係で、業 者確保にかなり苦慮しているので、資料 8-3、1ページ競争参加資格の設定理由及 び経緯等 1. (5) については、場合によっ ては多少表現を見直していくような方向 づけもしないと、なかなか業者が見つか らず、工期がずれていくという状況が発 生するため見直す必要があると考えてい る。

(4) 簡易公募型プロポーザル(拡大) 【筑波大学: 筑波大学1B·1C棟改修 (建築) 基本設計業務】

専門業者 3 社というのはどのように選│最初参加表明が 4 社あったが、そのうち んだ3社か。

・機能改善というのはどういったものか。

・耐震の基準は昭和56年か。 割合としてはまだ古いものはあるの か。

1 社は書類が不足していたのと提出基準 が満たなかったため3社に提出要請した。

この建物は、耐震が悪い建物で、耐震の補 強と併せて全面リニューアル改修を行っ た。

機能改善というのは新しくリニューアル して機能改善を行うことである。

この建物は、昭和50年建築で、建設当時 約45年経過していたため、文部科学省に 改修を要求し、耐震補強と併せて大規模 改修を行った。旧耐震(昭和56年以前) の建物であるため、Is 値も悪かったので 耐震補強を行った。

実際工事はもうやっているのか。

今年度、耐震改修を行っており、教育研究施設については今年度で全て完了する。今後、大学自体が1973年の開学時に一斉に建てていることもあり、築50年程度経過し全体的に老朽化していることから、順次改修を行っていくことになる。今年度行っている。

・学校だからだとは思うが、足場に防音シートが張ってあるが、結構効果はあるか。

隣の建物で授業や研究を行っているため、少しでも騒音を抑えるよう使用している。

・工事の設計委託ということだが、耐震補 強及び機能改善外の「外」というのは何を 指しているか。 建物以外を指しており、外構やスロープ 等のバリアフリー化の工事である、

・急がなければならなかったとのことだが、その理由は何か。

文部科学省の補助金で行っており、単年 度予算であるため、年度内に完成するよ う、大学として基本設計をまず先行して 発注している。

4 月に予算が配分されたら実施設計をするが、実施設計が短く済むように、事前に ヒアリングなどを進めている。

設計期間を短くし必要な工期を確保して、年度内に工事を完成させるのが目的である。設計期間を短縮するために、基本設計を昨年度に行い、工事は今年度行っている。

・急いで選ぶ場合、入札する人たちも急がないといけないので、あまりすぐに応札できないというか、応募できないということはないのか。

集めることに関して、期間的には問題ないのか。

通常設計は4月から始まるが、3月というのはどちらかというと工事を行っている時期である。設計事務所はどちらかというと手があいている時期なので、この時期に設計事務所を募集した方が業者はより集まると思われる。

- これがよりいい方法で、いつもそういう | そうである。 方法を取っているということか。
- ・見積の直接人件費の単価が記載されて いるが、これは平均的なものなのか。

ではあとは工数によるということか。 業者がどれくらいの価格を出してくる かは、早くできる人があれば安くなると いうことか。

公共工事の設計単価が決められており、 毎年変わるが、この 32,000 円というのは 決められた額であり、どこに見積を取っ てもこの金額である。

予定価格を立てる際に、工数確認するた め3社から見積を取った。その3社の中 に(有)上野藤井建築研究所も入ってい る。

(有)上野藤井建築研究所の見積の工数が 最も少なく、それを採用したこともあり、 プロポーザルを実施しところ(有)上野藤 井建築研究所が参加したことから金額が ほとんど変わらなかったと考えられる。

6. 指名停止等の措置状況について

(事務局より説明)

特になし

7. 再苦情処理会議への申立状況について

(事務局より説明)

特になし

8. 講評

(堀越委員長)

例年、契約に関して問題になりそうな ところについて、問題が生じないように 意識されて契約を進められていること が、説明よりよく分かりました。

細かい点ついては、引き続き改善して 頂き、適切な契約をして頂ければと思い ます。

(富田委員)

適正に行われていると判断します。

設計に当たっては、見積を徴しないとならないものは後で入札率に反映されるという難しい部分はあると思います。

また、条件の設定についても難しいと ころはあると思うが、改善いただきなが ら、引き続き契約事務を行って頂ければ と思います。

(松前委員)

公共工事についてはマニュアルも大変 多いので、色々とお手数がかかるかと思 うが、きちんと規定に沿った手続きがな されているという印象を受けました。

ただ、応募する業者については色々な 業者があると思うので、普段から状況を 把握し、確認できるようにウォッチして いることが必要と思ったことと、今こう いった状況で、来年の工事の調達につい ては、より一層大変な状況になろうかと 思うが、適切な業者選定で、進んでいける ように私も色々と今後、考えながらやら せていただきたいと思います。